

第13講 半導体集積回路の回路配置に関する法律

<赤字は著作者の注釈、原条文で確認のこと>

- ・制定：昭和60年5月31日 法律第43号 施行：昭和61年1月1日
- ・改正：平成5年法律第89号、平成7年法律第91号、平成8年法律第110号

第1章 総則

第1条(目的)

1. この法律は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条(定義)

1. この法律において「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした製品であって、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。
2. この法律において「回路」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。
3. この法律において回路配置について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一. その回路配置を用いて半導体集積回路を製作する行為
 - 二. その回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む)を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為

第2章 回路配置利用権の設定の登録

第3条(回路配置利用権の設定の登録)

1. 回路配置の創作をした者又はその承継人(以下「創作者等」という)は、その回路は位置について回路配置利用権の設定の登録(以下「設定登録」という)を受けることができる。この場合において、創作者等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。
2. 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二. 申請の年月日
 - 三. 回路配置について業として前条第3項第2号に掲げる行為をしている場合にあっては、その行為を最初にした年月日
 - 四. 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 五. 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
3. 前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、申請に係る回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が創作者等であることについての説明書その他経済産業省令で定める資料を添付しなければならない。

第4条(申請者の氏名の変更)

1. 申請者の名義は、変更することができる。
2. 申請者の名義の変更は、相続その他の一般承継を除き、他経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。
3. 相続その他の一般承継により申請者の名義の変更があったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第5条(職務上の回路配置の創作)

1. 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上創作した回路配置については、その創作の時ににおける契約、職務規則その他に別段の定めがない限り、法人その他使用者を当該回路配置の創作をした者とする。

第6条(申請前の回路配置の利用)

1. 設定登録は、その申請の日から2年さかのぼった日前に、創作者等又はその許諾を受けた者が業として当該申請に係る回路配置について第2条第3項第2号に掲げる行為をしていた場合には、受けることができない。

第7条(設定登録及び公示)

1. 経済産業大臣は、設定登録の申請があったときは、次条第1項の規定により申請を却下する場合を除き、設定登録をしなければならない。
2. 設定登録は、回路配置原簿に設定登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、設定登録の年月日その他経済産業省令で定める事項を記載するものとする。
3. 経済産業大臣は、第1項の規定による設定登録をしたときは、経済産業省令で定める事項を公示しなければならない。

第8条(設定登録の申請の却下)

1. 経済産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第3条第2項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかなきときは、設定登録の申請を却下しなければならない。
 - 一. 申請者が創作者等でないこと。
 - 二. 創作者等が二人以上ある場合において、これらに者が共同して設定登録の申請をしていないこと。
 - 三. 申請に係る回路配置が第6条<申請前の回路配置の利用>の規定により設定登録を受けることができないものであること。
 - 四. 申請書が方式に適合しないことその他の政令で定める事由があること。
2. 経済産業大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第9条(設定登録の抹消)

1. 経済産業大臣は、設定登録の申請が前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当していたことが明らかになったときは、設定登録を抹消しなければならない。
2. 前項の規定による設定登録の抹消に係る聴聞は、当該設定登録に係る回路配置利用権に関する権利の登録名義人に対し、相当な期間をおいて通知した上で行なわなければならない。
3. 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により前項に規定する登録名義人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4. 経済産業大臣は、第1項の規定により設定登録を抹消したときは、その旨を、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人に対し通知するとともに、公示しなければならない。

第3章 回路配置利用権等

第1節 回路配置利用権

第10条(回路配置利用権の発生及び存続期間)

1. 回路配置利用権は、設定登録により発生する。
2. 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から10年とする。

第11条(回路配置利用権の効力)

1. 回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置(以下「登録回路配置」という)を利用する権利を専有する。ただし、その回路配置利用権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がその登録回路配置を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

第12条(回路配置利用権の効力の及ばない範囲)

1. 回路配置利用権の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。
2. 回路配置利用権の効力は、解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製作する行為には、及ばない。
3. 回路配置利用権者は、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ)を譲渡したときは、その譲渡された半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

第13条(他人の特許発明等との関係)

1. 回路配置利用権者は、専用利用権者又は通常利用権者は、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。

第14条(共有に係る回路配置利用権)

1. 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
2. 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めのある場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録回路配置を利用することができる。
3. 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その回路配置利用権について専用利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

第15条(法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅)

1. 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。
 - 一. 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法第72条第3項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
 - 二. 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第72条第3項の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

第16条(専用利用権)

1. 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について専用利用権を設定することができる。
2. 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を専有する。

3. 専用利用権は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合に限り、移転することができる。
4. 専用利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができる。
5. 第14条の規定は、専用利用権に準用する。

第17条(通常利用権)

1. 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について他人に通常利用権を許諾することができる。
2. 通常利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を有する。
3. 通常利用権は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者(専用利用権についての通常利用権にあつては、回路配置利用権者及び専用利用権者。次項において同じ)の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合に限り、移転することができる。
4. 通常利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その通常利用権について質権を設定することができる。
5. 第14条の規定は、通常利用権に準用する。

第18条(質権)

1. 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めのある場合を除き、当該登録回路配置を利用することができない。

第19条(同前)

1. 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権の対価又は登録回路配置の利用に対しその回路配置利用権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行なうことができる。ただし、その払い渡し又は受け渡し前に差し押さえなければならない。

第20条(回路配置利用権の放棄)

1. 回路配置利用権者は、専用利用権者、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その回路配置利用権を放棄することができる。
2. 専用利用権者は、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権を放棄することができる。
3. 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

第21条(登録の効果)

1. 次に掲げる事項は、登録しなければ、第3者に対抗することができない。
 - 一. 回路配置利用権の移転(相続その他一般承継によるものを除く)又は処分の制限
 - 二. 専用使用権の設定、移転(相続その他一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権の消滅によるものを除く)又は処分の制限
 - 三. 通常使用権の移転(相続その他一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権若しくは専用利用権の消滅によるものを除く)又は処分の制限
 - 四. 回路配置利用権者は、専用利用権者又は通常利用権者を目的とする質権の設定、移転(相続その他一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は担保とする債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

2. 通常使用権は、その登録をしたときは、その回路配置使用権若しくは専用使用権又はその回路配置利用権についての専用使用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。
3. 前2項の登録は、経済産業大臣が回路配置原簿に記載して行なう。

第2節 権利侵害

第22条(差止請求権)

1. 回路配置利用権者又は専用利用権者は、自己の回路配置権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
2. 回路配置利用権者又は専用利用権者は、前項に規定する請求をするに際し、侵害の行為を組成した半導体集積回路又は侵害の行為に供した物を放棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第23条(侵害とみなす行為)

1. 専ら登録回路配置を模倣するために使用される物を業として生産し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為は、回路配置利用権又は専用利用権を侵害したものとみなす。

第24条(善意者に対する特例)

1. 半導体集積回路(半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この条において同じ)の引渡しを受けた時において、半導体集積回路が他人の回路配置利用権又は専用実施権に係る登録回路配置を模倣した回路配置を用いて製造されたものであること(以下「模倣の事実」という)を知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者(以下「善意者」という)が業として半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為は、当該回路配置利用権又は専用利用権を侵害する行為でないものとみなす。
2. 回路配置利用権者又は専用実施権者は、善意者が模倣の事実を知った後に業としてその半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する場合には、その行為者に対し、その登録回路配置の利用に対して通常受け取るべき金銭の額に相当する額に金銭の支払を要求することができる。
3. 善意者が回路配置利用権又は専用利用権に対し前項に規定する支払をしたときは、その半導体集積回路は、当該回路配置利用権者又は専用利用権者が譲渡したものとみなす。
4. 第26条<書類の提出>並びに民法第719条第1項及び第724条の規定は、第2項による請求権を行使する場合に準用する。

第25条(損害額の推定)

1. 回路配置利用権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、回路配置利用権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。
2. 回路配置利用権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録回路配置の利用につき受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
3. 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償を妨げない。この場合において、回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第26条(書類の提出等)

1. 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の保持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第3節 補償金

第27条(補償金)

1. 回路配置の創作者等又はその許諾を受けた者が当該回路配置について設定登録前に業として第2条第3項第2号<その回路配置を用いた半導体集積回路の譲渡等>に掲げる行為をした場合において、その行為の後当該回路配置を模倣した回路配置(以下この項及び第4項において「模倣回路配置」という)であることを知って業として模倣回路配置を利用した者は、当該回路配置の創作者等に対し、当該回路配置について設定登録がされた場合にその利用に対して通常支払うべき金銭の額に相当する額の補償金を支払う責めに任ずる。
2. 前項に規定する補償金の請求権は、当該回路配置について設定登録がされた後でなければ、行使することができない。
3. 第1項の回路配置について設定登録がされた後第9条の規定により抹消されたときは、同項に規定する補償金の請求権は、はじめから生じなかったものとみなす。
4. 第23条及び前条並びに民法第724条の規定は、第1項に規定する補償金の請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該回路配置の設定登録前に模倣回路配置の利用の事実及び模倣回路配置を利用した者を知ったときは、民法第724条中「被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知りたる時」とあるのは「当該回路配置の設定登録の日」と読み替えるものとする。

第4章 指定登録機関・・・以下条文省略

第28条(指定登録機関の指定等)

第29条(欠格条項)

第30条(指定の基準)

第31条(設定登録等の実施義務等)

第32条(事務所の変更)

第33条(登録事務規程)

第34条(登録事務の休廃止)

第35条(事業計画等)

第36条(役員等の選任及び解任)

第37条(解任命令)

第38条(秘密保持義務等)

第39条(報告及び立ち入る検査)

第40条(適合命令等)

第41条(指定の取消し等)

第42条(帳簿の記載)

第43条(指定登録機関に対する処分に係る聴聞の方法)

第44条(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第45条(経済産業大臣による登録事務の実施等)

第46条(公示)

第5章 雑則

第47条(在外者の裁判管轄権)

1. 日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有しない者の回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利については、経済産業省の所在地をもって民事訴訟法第5条第4号の財産の所在地とみなす。

第48条(回路配置原簿等)

1. 回路配置原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ)をもって調整することができる。
2. 何人も、経済産業省に対し、回路配置原簿の謄本又は抄本若しくは回路配置原簿のうち磁気テープで調整した部分に記録されている事項を記載した書面の交付又は回路配置原簿若しくは第3条第2項の申請書若しくはこれらに添付した図面その他の資料(経済産業大臣が秘密を保持する必要があると認めたものを除く)の閲覧若しくは当社を請求することができる。
3. 回路配置原簿又は第3条第2項の申請書若しくはこれらに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

第49条(手数料等)

1. 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録事務を行なう場合にあつては、指定登録期間)に納付しなければならない。
 - 一. 設定登録を受けようとする者
 - 二. 第21条第1項又は第2項<登録の効果>の登録を受けようとする者
 - 三. 前条第2項の規程により回路配置原簿の謄本又は抄本若しくは回路配置原簿のうち磁気テープで調整した部分に記録されている事項を記載した書面の交付を請求しようとする者
 - 四. 前条第2項の規程により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は謄写を請求しようとする者
2. 前項(第1号又は第2号に掲げる者に限る)の規程は、経済産業大臣が設定登録又は第21条第1項若しくは第2項の登録を行なう場合については、適用しない。
3. 第1項の規程は、手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法第2条第1項に規程する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものであるときは、適用しない。
4. 第1項の規程により指定登録機関に納付された手数料は、指定登録機関の収入とする。

第50条(同前)

1. この法律で定めるもののほか、指定登録並びに第21条第1項及び第2項の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第51条(罰則)

1. 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。
2. 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない

第52条(同前)

1. 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す。

第53条(同前)

1. 第38条第1項<秘密保持義務等>の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す。

第54条(同前)

1. 第41条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す。

第55条(同前)

1. 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は20万円以下の罰金に処す。
 - 一. 第34条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。
 - 二. 第39条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し。若しくは同項に規定する質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
 - 三. 第42条第1項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿を記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第2項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。

第56条(同前)

1. 法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第51条第1項又は第52条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。